

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター

第 10 号 2000年3月

HEADLINE

- 1 ヴェトナム法整備支援フェーズ2開始 2 頁

国際協力事業団アジア第1部インドシナ課長 平井敏雄

- 2 第9回ヴェトナム国法整備支援研修
カントリーレポート発表及び質疑応答 8 頁

日時： 平成11年10月7日（木）14:00～17:00

場所： 最高検察庁大会議室

課題 「ヴェトナムの民事責任関連法分野における諸問題」

発表者 ヴェトナム司法省民事経済法局次長

グエン・トウイ・ヒエン

本発表会は、第9回ヴェトナム研修（平成11年10月4日～10月29日）の研修期間中に、同研修の団長であるヒエン民事経済法局次長により行われたものです。

- 3 「日韓法制比較解説（物権・登記法）」の企画
編集について（お知らせ） 23 頁

- 4 「ヴェトナムの市場経済化」（石川滋/原洋之介編）
の書籍紹介 24 頁

ヴェトナム法整備支援フェーズ2開始

国際協力事業団

アジア第1部インドシナ課長

平井敏雄

1 背景： フェーズ2に至るまでの歩み

ヴェトナム政府は、1986年のドイモイ政策の下、市場経済メカニズムの導入と対外開放路線を積極的に進めてきた。法制度面では、旧ソ連の法制度を基礎として構築した法体系を見直し、市場経済化を支援する新たな法的枠組みを構築することが急務となっており、ヴェトナム司法省は各国政府及び国際機関の協力により法律の整備を進め、1992年に新憲法、また1993年に民法を制定した。

1993年に制定した民法の起草の際に、森脇昭夫教授（当時、名古屋大学教授／現在、上智大学法学部教授）が助言を行ない、ヴェトナム司法省に高く評価されたのがきっかけとなり、ヴェトナム政府は、1994年2月末に実施した日越政府間の年次協議にて、市場経済メカニズムに適合した民商事法等の整備や人材育成についての協力を我が国政府に要請した。我が国は1996年12月1日から1999年11月30日までフェーズ1を開始することとなった。

フェーズ1では、市場経済化の速度にあわせ急ピッチで進む立法作業に対する助言を中心に行ない、わが国の民商事法を中心とした法律の専門的な知識、経験をヴェトナムの法律関係者に紹介した。フェーズ1では次の法令を扱った。

<ボックス1： フェーズ1で扱った法令>

1) 民事関連

- ・ 財産登記／供託
- ・ 民事訴訟法、民事執行法
- ・ 破産法
- ・ 民事責任
- ・ 海事法（主にアレスト条約に関する事項）

2) 経済関連

- ・ 商法（含む、小切手／手形）
- ・ 会社法
- ・ 独占禁止法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 知的所有権
- ・ アセアン諸国の投資法
- ・ 証券取引法

3) 刑事関連

- ・ 刑事訴訟法
- ・ 経済犯罪
- ・ 更正保護、他

フェーズ1で扱った法令をみると、ヴィエトナムの抱える経済社会開発上の課題の推移が現われており興味深い。フェーズ1の初期の頃は民商事法（戸籍、登記、供託、民事訴訟法、民事執行法など）が中心だったが、次年度以降になるとWTO／AFTA／APECによる地域経済統合や米越二国間通商協定の開始に伴う国内法の改正（商法、知的財産権、独占禁止法、不正競争防止法など）を強調するようになった。また、市場経済化に伴い増加傾向にある汚職など経済犯罪への対処、国営企業改革など経済構造の効率化の努力を反映して破産法などにも関心を持っている。

実際には、長期専門家の派遣、研修員受入、機材供与、文献供与を中心に活動してきた。フェーズ1の3年間の協力期間中、武藤司郎弁護士を派遣、日本へ研修員として受け入れたヴィエトナムの司法省などの関係者は81名で、受け入れの際、法務省や財団法人国際民商事法センターにご協力頂いた。ハノイでのセミナー／ワークショップ開催のために派遣した短期専門家の数は28名にのぼる（1999年11月末現在）。1999年度からは学位取得を目的とした長期研修員としてヴィエトナムの若手官僚4名を受け入れており、将来、両国の法律分野のかけ橋となることを期待している。

1999年6月には、ロック司法大臣を団長、他の関係各機関の次官級を団員とする6名のミッションが来日し、法務省、最高裁、弁護士会等の諸機関を訪問、日本の司法制度、三権分立、裁判所外の紛争処理などについて日本の実情を調査した。ヴィエトナムにおけ

る司法改革の参考となったと思う。

1999年8月には、フェーズ1の3年間の協力に対する評価を行った。その結果、ヴェトナム政府から高い評価を得たことが分かり、フェーズ2としてプロジェクトを継続することとなった。1999年11月中旬にフェーズ1の3年間の協力の総括のため三ヶ月章元法務大臣などによる「日越民商事法セミナー」を法務省法務総合研究所及び財団法人国際民商事法センターと共同で開催した際に、フェーズ2開始に係るR/D（討議議事録）を署名・交換し、1999年12月1日から2002年11月30日までフェーズ2を実施することとなった。

2 フェーズ2

現在、ヴェトナム政府は、依然として急ピッチで立法作業を進めていく必要がある。これまで急ピッチで進めていた結果、既に現行の法令の実効性や整合性に関する諸問題が発生している。また、市場経済の仕組みを理解し、的確に法令を運用する法曹（裁判官、検察官、弁護士）や法務官僚の人材育成が急務となっている。

このような状況の下、フェーズ2では、3つの重点分野を掲げた。立法作業への助言、法体系の整備への助言、人材育成とシステムづくりへの助言である。

第1の柱である「立法作業への助言」では、フェーズ1と同様に、ヴェトナム政府が進める立法作業に対してわが国の法令の専門的な知識、経験をヴェトナム政府関係者に紹介し、立法作業を促進することが目的である。2000年度の計画としては、以下を考えている。

<ボックス2： フェーズ2で扱う法令>

2000年度、現地セミナーのみ

- 1) Law on Civil Registration and Criminal Records
- 2) Economic integration
- 3) Law on issuance of Normative Legal Documents by Local Governments
- 4) Law on Execution of Court's Decisions
- 5) Civil Procedure
- 6) Criminal Procedure Code

第2の柱である「法体系の整備への助言」では、具体的に2つのプロジェクトを考えている。1つ目は「法体系の整備」プロジェクトであり、2つ目は「民法改正に係る共同研究」プロジェクトである。

市場経済化やグローバル化に対応するため、急ピッチに法制度の整備を行ってきた結果、現行法間の重複や欠落、異なる法体系に由来する法制度間の齟齬、法律が存在するにも拘わらず、十分に執行がなされていないなどの問題が既に発生している。このような状況の下、法律が存在するにも拘わらず、十分に執行がなされていない場合の技術的、制度的、文化的な諸要因を探りつつ法体系の整合性を確保する必要性が生じている。

具体的には、「法体系の整備」プロジェクトでは、ヴェトナムの現行法令を収集した後、現行法令が有効に機能しているか、機能していない場合、それは何に由来するのか、欠落が存在するためか、重複が存在するためか要因分析を行い、最終的にはヴェトナムの現行法令の鳥瞰図を作成することを考えている。その一環として、現行のヴェトナムの法令をヴェトナム語のまま収集し、データベースに取り込み、必要な法律の内容をキーワードで検索して立法作業に役立てられることを期待している。データベースについては、スウェーデンの援助機関（Swedish International Development Agency, SIDA）の協力の下、データベースソフトが開発され、実際に入力作業に入っているとの情報がある。但し、「鳥瞰図」の作成までは想定しておらず、この点でJICAの法整備支援プロジェクトの意義は大きい。

「民法改正に係る共同研究」プロジェクトでは、民法施行後にどのような問題が生じているか、問題解決のためにどのような改正が必要なのか分析し、改正作業への助言を行う。これら一連のプロセスを通じて整合性をもった立法作業のノウハウを移転することを考えている。そのために、1年目にハノイ、ホーチミン市等の都市部及び若干の代表的農村部において、裁判官、行政官、商工関係者、農業関係者等を集めて、民法施行後にどのような問題が生じているかワークショップを開催し、民法及び付随法令を巡る現実の問題点を調査、2年目にどのような改正が必要か検討する、3年目に上記に基づき改正作業に対して助言することを考えている。

第3の柱である「人材育成のためのシステム造りへの助言」では、市場経済のメカニズムを理解し、策定した法令を的確に運用できる人材を養成することが目的である。当面は、ヴェトナムの検察官や裁判官、司法官僚にわが国の司法システムを実際に見聞してもらうことに主眼を置く一方、同国の人材養成の実態把握を行ない、今後の協力内容を策定することを考えている。

3 フェーズ1と比較した場合の特徴

フェーズ1の経験を踏まえ、フェーズ2ではいくつかの改善を行った。第1に、立法作業への助言、法体系の整備への助言、人材育成への助言という3つの重点課題を設定することによって、プロジェクトのコンセプトがよりクリアになるよう努めた。この背景には、フェーズ1の3年間の協力を通じて、JICAなりに法整備支援の問題領域やシナリオの概念化を徐々に進めており、それに基づいて外部関係者に対して分かりやすさを少しでも出したかった。以下に紹介したい。

<問題領域>

- 1) 立法に対する助言・指導
- 2) 法体系の整備
- 3) 法曹（裁判官、検事、弁護士）の養成とシステムづくり
- 4) 司法制度改革
- 5) 法学教育の質の向上
- 6) 法学研究の質の向上

<シナリオ>

【短期】

市場経済化のスピードにあわせて必要な法律を早急に整備していく段階。それに対して、移行国の立法スケジュールに沿った立法作業への助言が主な協力内容となる。その後、急ピッチで立法作業を進めたことにより発生する歪みを是正し、実効性や整合性を確保するための能力向上のための助言に重点が移っていく。

【中期】

法律の整備が落ちつき始め、立法よりも運用上の問題が移行国にとって中心的な課題となる段階。法曹（裁判官、検事、弁護士）の人材養成とシステムづくりに対する支援が主な協力内容となる。

【長期】

司法制度など制度づくりを図っていく段階。また、大学における法学教育や法学研究の質の向上を通じて、移行国が将来的に独自に法体系を運用、または改善できる人材を輩出する仕組みづくりへの助言が主な協力内容となる。

第2に、民法改正への助言に当たって、共同研究スタイルの導入をした。その結果、現行法令の鳥瞰図の作成、関係者を召集しての現行法令に関するワークショップの開催、改正すべき点の分析、実際の改正作業など一連のプロセスを通じて実効性をもった法令づくりとはどのようなものであるか一例を示すことによってノウハウを移転したい。このアプローチは他ドナーとは異なったわが国独自のアプローチと言える。

第3に、ベトナム側の実施体制の改善がある。フェーズ1では、ベトナム国内のたて割りの弊害から、司法省以外の関係機関へJICA協力の恩恵が充分に行き届かなかった。そこで、フェーズ2では、協力開始時に締結する文書において、ベトナム司法省をメインのカウンターパートとしつつ、最高人民裁判所、最高人民検察院を協力機関とし、3つの機関が協調してプロジェクトの円滑な遂行に当たるよう明記した。さらに、日本側の現地実施体制を強化する予定である。フェーズ1では、長期専門家が1名だったが、フェーズ2では3名（法務省、日弁連、JICA）に増員し、より充実した協力を実施出来るよう体制強化を図っている。

第4に、フェーズ2の終了後のプロジェクトの評価の仕組みを協力開始段階から盛り込んだ。フェーズ1では、法整備支援プロジェクトの実施そのものがわが国にとって初めての経験だったこともあり、ソフト型のプロジェクトをどのように評価するか明確な考え方をもっていなかった。そこで、JICAで一般的に使用しているプロジェクトサイクルマネジメント（PCM）を部分的に取り入れた。

4 最後に

現在、JICAにおける法整備支援プロジェクトは、ベトナムからカンボディア、ラオス、さらにはウズベキスタンなど地域的な広がりを見せており、従来のハード中心の協力の中で、徐々にではあるが知的支援プロジェクトが市民権を得つつある。その過程で、政府機関、大学関係者、研究機関が関心を抱くようになっており、知識や経験を互いに交換する必要性が高い。また、今後はより調整のとれたプロジェクトの展開を図る必要性が高まっている。このような状況の下、JICAとしても従来以上に関係者との情報交換やプロジェクト実施における透明性を確保する必要性を感じている。

財団法人国際民商事法センターの会員企業の皆様方においては、対象国への豊富な企業進出のご経験から、各国の法制度の実態やプロジェクト実施上のかんどころなどの面でJICA以上に詳しいことも考えられるところ、今後、広く関係者のご意見を賜りたい。

第9回ヴェトナム国法整備支援研修発表会

平成 11 年 10 月 7 日(木)14:00 ～ 17:00

最高検察庁大会議室

「ヴェトナムの民事責任関連法分野における諸問題」

ヴェトナム司法省民事経済法局次長 グエン・トゥイ・ヒエン

今日このように、皆様の前でヴェトナムの法律関係者が最も関心を持ち、日ごろ研究している問題を発表する機会を与えてくださいます、光栄に思います。

テーマである「民事責任関連法分野」について、幾つかのポイントに絞って話させていただきたいと思います。まず1番目は、ヴェトナムにおける民事責任関連法はどのようなになっているか、2番目として、民事責任の主要な内容の紹介、3番目として、民事責任に関する裁判の事例を幾つか紹介したいと思います。そして、4番目として、ヴェトナムの検察庁の民事裁判における役割について、その幾つかを御紹介して、皆様にヴェトナムにおける民事責任の全体像を把握していただき、今後のヴェトナムの民事責任に関する諸問題、課題の解決方向、今後の法整備の観点などを述べたいと思っています。

ヴェトナムにおける民事責任関連法

民事責任関連法は、民法の重要な部分であると理解しておりますし、これらは個人、又は組織の法的な権利を保護したり、違反行為を防止したり、取引の公平性を確保するために、非常に大きな役割を持っているわけです。これによって、国民が安心して社会生活を営むことができるようになるわけです。

そういう意味で、ヴェトナム政府は、民事責任に関連する法の重要な意義とその役割から、この分野での法律を制定したり、また段階的に整備することを重視してきました。これは歴史をさかのぼりまして、ヴェトナム社会主義共和国ができた時点の1945年に、ホー・チ・ミン主席が、「正しいほかの人を侵害しないようにしてはじめて、その権利が保護される」という内容の法令を出したわけです。このような基本となる哲学的な考え方を、今まで一貫して守り、今日までの民事責任に関する法律を制定するに際しては、それに留意しながら行ってきました。

さらに古く歴史をさかのぼりますと、ヴェトナムの黎王朝の時代には、洪徳法とい

う法律が制定されています。この洪徳法の中には、十分ではないものの、ところどころ民事責任に関する定めが存在しています。この洪徳法は、同時代にありながら、かなり世界の人々から高く評価され、フランス語に翻訳されたりもしています。その後、ヴェトナムがフランスの支配下におかれ、北、南、中部のヴェトナムの3つに分けられた時代がありましたが、その時代においても、それぞれの各地域の法律が制定されました。このそれぞれ3つの地域の法律も民事責任に言及し、その考え方も非常に現代的であったと評価されています。

最近になりまして、ヴェトナム社会主義共和国の国会は、1995年に、現行の民法を制定し、1996年の7月1日から施行しました。この民法は、ヴェトナム憲法に定められている個人の民事責任を具体化したものです。1990年のヴェトナム憲法は、国民をはじめとした所有者、生産者、消費者のそれぞれの権利保護を肯定しています。そして、民事責任に関する基本的な原則が規定されていまして、「損害を起こした者は、賠償しなければならない」と定められています。例えば、憲法72条によると、「不法行為によって他人を逮捕、拘留、起訴、審理することによって、他人に損害を与えた者に対しては、損害賠償責任が生じる」となっています。

ヴェトナム民法は、このように不法行為によって損害を与えた場合の民事責任(ヴェトナム民法では「契約外責任」となっています)について規定していますが、日本の民法とかなり違った点を挙げますと、ヴェトナム民法の中には、民事責任に係る損害賠償の分野において、国際私法的な規定を置いている点です(越民法835)。

そのほか、ヴェトナム航海法(これは1960年6月30日の法律ですが)、環境保護法、民用航空法にも、民事責任に関する規定が盛り込まれています。また、政令の形で行政違反賞罰政令が、1995年7月6日に施行されまして、この中には、行政事務の違法な遂行により100万ドン未満の損害を与えた場合の賠償責任に関する規定があります(編注;後掲19頁の質疑応答を参照)。

現在では、民事責任に関しては、法律などを整備したりして、法的な根拠を作り、裁判が円滑に行えるようになりまして、いま非常にうまくいっていると言えるのではないかと思います。このようなヴェトナムの各民事関係諸法の規定などを研究すると、各規定の内容は非常に現代的な民事責任の観点に一致し、かつ、ヴェトナムの現状、ヴェトナムの実際の条件にマッチしているのが分かります。このよい成果が得られたのは、もちろんヴェトナム側の日ごろの研究、また政策決定などによって得られたものですが、もうひとつは、やはり他国の支援、その中に日本の皆様の支援があったからこそできたのだと思っています。

このようにな民事関連法がしっかりと整備されるにつれて、民事的・経済的な取引を

推進させ、社会の安定を確保し、また、生産とか経営発展のため、あるいは、国内外の投資を吸収する上で、積極的に大きな作用を発揮してくるわけです。もっとも、明るい面、すぐれた面もあれば、半面、ヴェトナムの民事責任関連法は、まだ幾つか欠点もあり、限界がある部分もあります。例えば、法律の中にも、まだ不完備、空白の部分も存在していて、幾つかの紛争、係争を解決するのに障害となっているのも事実です。

ヴェトナム民法を御覧になれば分かりますように、加害者に故意又は過失があり、他人に損害を与えた場合は民事責任が発生して、賠償しなければなりません。ただし、「法律に別段の定めがあれば、それによる」といった趣旨のことが書かれてありますが、今のところ、実際に別に法律で決めたものは、まだありません。

また、民事責任に関して、いつ訴訟を起こせばいいのか、その事項はまだ規定になっていません。ただし、これには理由がありまして、私たちが民法を草案した段階では、幾つかの場面を予見して、時効に関する規定なども取り入れていたのですが、国会へ提出し、いろいろ議論する過程において、ちょっとした事務的なミスというか、ある落ち度がありまして、最終的にはヴェトナム民法の中には、これに関する部分が抜けてしまったわけです。時効がないために、実際、昔起こった紛争などを今になって裁判所に持ち込んだりするのですが、結局は証拠を収集したり、その証拠を確認したりすることが非常に困難となり、裁判が長引いてしまうわけです。

また、民法には、幾つかの漠然とした規定、不明確な規定があります。そのため、具体的にどのようにして判決を執行すればいいのかという、政府からの指令文書とか指導文書がまったくなくて、結局のところ法律に規定はあっても未だ適用されたことがないという事例もあるのです。例えば、精神的損害賠償の規定はありますが、しかし、損害はどう確定すればいいのか、どういう場合に損害が発生するのか、賠償するとしたら、どのくらいの金額を賠償すればいいのか、具体的な指導文書はまだまったくありません。

民事責任の主要内容

次は、ヴェトナムの民事責任の内容を幾つか紹介したいと思います。

1 番目は、民事責任が発生する要件です。

ヴェトナム民法 308 条、309 条によりますと、「債務不履行又は債務を正確に履行しない債務者は、債権者に対して民事責任が発生する」と規定しています。その場合、原則として、加害者に「ミス」があるかどうか、もう 1 つの基本要件となっています。もっとも、このミスがあるかどうかという点に関して、2 つの例外があります。まず、当事者間の合意によって、ミスがなくても責任を負うのだという合意があったならば、責任が発生するということです。なぜ当事者間におけるこのような合意を許したのかと

いいますと、それは人間の自由意思に基づいて法律関係が形成されたり、契約自由という基本原則によるからです。ただし、自由意思だといっても、契約自由だといっても、法律に違反したり、又は社会的道徳に違反してはいけない、という意味も入っています。もう1つの例外は、「損害を発生させた原因が不可抗力である場合は、責任は発生しない」ということです。予測不可能であり、また、予測できてもそれを阻止・防止しようがない場合、例えば、洪水が生じたとか、地震が起こったとかの場合は、不可抗力であることから、民事責任は発生しないのです。

ここで、もう1つ述べたいのは、民事責任に対する制裁措置です。この制裁措置で比較的良好に使われていて、広く普遍的に使っているのは、やはり損害賠償だと思います。ヴェトナムも日本と同じように、契約責任と、ヴェトナム語でいう契約外責任、いわゆる不法行為による民事責任の2つがあり、また、物的損害賠償責任と精神的損害賠償責任があります(越民法 310 I)。1995 年以前の未だ民法が制定されていない段階では、ヴェトナム最高人民裁判所の通達により、民事責任に係る損害賠償についての通達がありましたが、この通達は、物的損害賠償責任についてしか触れていませんでした。しかし、社会が発展して、幾つかの複雑かつ極悪な事件が生じ、殺人事件や硫酸を相手の顔に投げたりする事件だとか、平気で他人の名誉・信用を傷つけたりする事例が多く出てきて、私たちとしてはやはり、より広く、より篤く、被害者を保護しなければならないという実感を持つようになりました。そのために、民法を制定する際、損害賠償責任を広くして、物的損害賠償責任だけではなく、精神的損害賠償責任に関する規定を、ある意味では1つの革新・改革として、取り入れたわけです。

物的損害賠償責任とは、例えば、財産の損失とか、被害者がその損害を阻止・制限するための経費だとか、収入がなくなったり減少したり、そういうすべてを含んだ実際の物的損失を金銭に換算し補填する責任だと定義しています(越民法 310 II)。精神的損害賠償責任については、すべての場面を想定するのではなく、人間の生命、健康、名誉、人格、信用などを侵害して損害を与えた場合を挙げ、加害者はその違反行為を停止し、精神的な損害に対して謝罪したり、広く公開の場で訂正したりすることのほか、被害者に一定の金銭賠償をしなければならないと規定しています。いうまでもなく、これを決めるのは裁判所です。どのぐらい賠償しなければいけないのかは、ケースごとに裁判所が決めるのです。

この契約責任に係る損害賠償は、今のところ現実的には余り問題になっていません。どちらかというと、よく争われるのは、不法行為による損害賠償です。契約責任に関しては、むしろ当事者間に契約が結ばれたかどうかの問題となり、また、当事者の間で、ミスがなくても賠償をすると合意したケースもたくさんあるからです。この合意の例と

しては、例えば、売買契約ですが、ある物がある人に売り、明日までに納品しなければならないということは、自然的合意となっているわけで、明日の期限に渡さなければ、ミスがなくてもあっても、賠償しなければいけないとの合意ができています。もちろん遅滞したことによって生じた損害を賠償請求すると同時に、その債務を再履行する請求をすることもできます。

不法行為による民事責任、いわゆる契約外責任は、例外もありますが、基本的には4つの要件があります。

まず、実際に損害が生じていることです。この場合、物的損害をどう計算するのかが、1つの大きな問題です。特に将来減少するであろう収入とか、減少する利潤・利益をどう計算すればいいのか、なかなか難しい問題であり、それによって損害賠償金額をどう決めればいいのかも、今のところ大変困っています。しかしながら、最も難しいのは、環境汚染による損害の確定です。ベトナムにおいては、現在環境保護の観点から、かなり厳しい制裁措置をとっています。それは刑法にも入っているし、民法にも入っています。現在、ベトナム国会で、刑法の改正を審議中なのですが、幾つかの新しい規定が取り入れられ、その中に環境に関する規定も盛り込まれています。例えば、汚染を起こした者に対しては、金銭的な罰金以外に損害賠償も要求され、場合によっては刑務所にも入れられるという厳しい罰則があるのですが、今一番議論されているのは、汚染を起こして、その結果が発生してからそれを適用するのか、又は初期の段階でその規定を適用するのかということです。もっとも、この規定は産業者、生産者からはあまりよく思われていません。なぜならば、余りに厳しくなると、いまのベトナムの発展段階においては、技術の面からいって、施設の面、価格的な面から、いろいろな障害となっていくからだ、彼らは主張しているのです。国の経済工業発展とその国に暮らしている国民の利益、この2つの利益がありまして、それをどう調整すればいいのかというのが、いま立法者の側としては非常に大きな関心を持っているのです。

第2の要件は、その行為が不法であり、その不法行為によって、個人又は法人、あるいは、社会の各主体の生命、健康、名誉、法的権利などが侵害されることになる場合。

3番目の要件としては、違反行為とその損害との間に、因果的関係がなければなりません。

最後に、加害者には、ベトナム語でいう「ミス」がなければならないということ。この「ミス」とは、故意又は過失ということですが、ミスがないという举证責任は、加害者にあると決めています。

以上が基本的な4つの要件ですが、例外もあります。ミスがないのに、不法行為による損害賠償を負わせるということです。民法の中に、不法行為による損害賠償として、17

条項にわたって規定があります(越民法 617 ～ 633)。無過失責任になるわけですが、この 17 の条項の中の、例えば 627 条によると、高度な危険物を占有かつ所有することによって損害を与えた場合は、無過失責任であると規定しています。高度な危険物とは、大型のトラックとか、送電線だとか発電所だとか、実際活動している工場だとか、爆薬だとか武器だとか放射性物質等々が定義されています。このような高度な危険源を占有したり所有したり、また不法に使ったりした者は、無過失責任が問われるのです。高度な危険源の中に動物、非常に獰猛な動物も入っています。ハノイには、熊を飼っている家庭が幾つもあるのです。その熊の肝臓か腎臓か何かを取って漢方薬にするらしいのです。そういう熊が人に損害を与えた場合は、その熊を飼っている者の無過失責任が問われます。そのような漢方薬となる原材料は非常に高く売れるので、ブームというほどではないのですが、かなりはやっています。

無過失責任としては、そのほかに、例えば、自分が所有している植木とか、日本でいうと土地工作物、家だとか、あるいは、自分が飼っている動物についても、無過失責任を規定しており(越民法 629,630,631)、それらの規定により、所有者が責任を問われるのです。



平成 11 年 10 月 7 日、最高検大会議室において
カトリ・レポートの発表をするヒエン・ヴィエトナム司法省民事経済法局次長

無過失責任は、そのほか消費者保護の観点から、生産者が品質不良の製品を市場に送り出した場合にも、無過失責任が問われます(越民法 632)。非常に厳しい規定です。品質の悪い物、ある一定の品質以下の物を出すと、この規定が適用されるのです。非常に理想的であるのですが、現実的にはなかなか適用しにくい規定です。品質に関しては、その標準化と関係あるわけですが、国は未だそこまで品質の標準を決めていないので、どこまでの品質が良くて、どこまでが悪いのかは、なかなか確定しにくいし、国民の品質に対する意識というか、認識もまだそんなに高くはありません。しかし、食品とか食料は、なかなか敏感な分野ですし、一番心配している主婦層、奥さんたちの間で、特に食料品に対しては非常に大きな関心が持たれています。私も一主婦として、本当にヴェトナムの食料・食品に対しては大きな恐怖感を持っているのです。いわば泳げないのに海に投げ込まれたような気分です。なぜならば、いまは農民層の中には、1日も早く果実を市場に出すためには、何も考えずに害のある殺虫剤や農薬などを使い、有害な果物を市場に出しているからです。

薬品の分野においても同じ現状です。政府としては、できるだけ薬品の生産、また出荷する際の検定とか認可には力を入れているのですが、現状からいうと、どう頑張っても不十分です。最近になり、消費者保護政令というものを施行したはずなのですが、出したのはよかったのですが、その内容がまだ社会に浸透していないのです。

もう1つ、無過失責任が問われるケースとして、生産並びに経営の分野において、名誉・信用を侵害する場合です。市場経済のためには、健全な競争がどうしても必要ですので、それを保つために、このような規定があるのです。自分の物がよく売れるように、ほかの会社の製品を悪く言ったり、デマを流したりする場合を防ぐというか、防止するためにあるのです。不公平・不公正な競争防止に関する法律も、いまはまだ起草の段階です。

以上のことをまとめますと、不法行為に関して4つの要件があり、それによって賠償を命じたりすると言いながらも、現実的にはそんなに簡単なものではないというのが事実だということです。特に因果関係を証明するというのは、非常に大きな問題です。

基本的には、損害賠償額というのは、損害に相当する賠償額、いわゆる全額賠償、損害の全額を賠償しなければならないというのが原則ですが、例外もあります。それは当事者間で損害賠償額の合意があれば、それに基づいて賠償のやりとりが生じるのと、もう1つは、法律の規定によって全額ではなくて、減免される場合もあるのです。それは余りにも損害が大きく、特に落ち度の点でそれほどミスがなく、かつ、加害者に現在及び将来にわたって財力・資力がどう見てもない場合、この規定が適用されて減免されます(越民法 610 II)。

また現時点では、損害の正確な額がまだ決められず、それにもかかわらず、裁判所が判決によって損害金額を決めた場合でも、その後に正確な損害額が分かった場合、再度それに見合った損害額を調節することができるとの規定が、民法にあります(越民法 610 Ⅲ)。

また、責任能力に関して、ヴェトナム民法にも、日本民法と同様の規定があります(越民法 611 Ⅰ)。ヴェトナムの場合、18 歳以上は責任能力があると規定されているのですが、もちろん例外はあります。例えば、精神障害、心神喪失の場合などです。また、15 歳以下の場合には父母が、あるいは、18 歳以上の場合で、例えば、心神喪失によって責任能力がない場合は、監督者、精神病院の院長が代わって責任を負うとか、そのような特例が規定されています(越民法 611 Ⅱ Ⅲ)。

物的な損害の確定に関して、民法は、財産、人間の生命又は健康、名誉、信用等々を侵害し、損害を発生させた場合における、その損害の具体的な確定方法も規定しています(越民法 612 ～ 616)。しかしながら、細かく具体化されているといっても、すべての場面を想定しているわけではないので、現実的に裁判になったときは、裁判官としては、そのほかの法的権利なども考慮しながら、損害額の確定をしなければならないと思っています。

民事責任の制裁措置の一環として、そのほか、例えば期限どおりに物の引渡し of 債務を履行しない場合とか、また日本でいう不作為とか作為義務違反の規定があります(越民法 312)。また、履行遅滞とか、受領遅滞の場合についての民事責任の規定があります(越民法 313,314)。

以上、民事責任の主要な内容を幾つか紹介させていただきました。

民事責任に関する裁判

3 番目のポイントとしては、民事責任に関する裁判の実際を紹介したいと思います。裁判における審理も、先ほども申しましたように、幾つかの課題が残っています。例えば、法律の規定があいまいであったり、漠然としすぎたりするとか、どのように適用すればいいのかの指導文書もないために審理が滞ってしまうのが現実です。そのほか、不法行為の損害賠償の争いなど、訴訟の内容は非常に多様であり、また複雑です。ヴェトナムの裁判官のレベルもまだ均一ではなく、幾つかのケースで現実に手に負えない裁判官も存在しています。

そういう意味で、裁判官などの育成を重視する観点から、ヴェトナムにおいては最近、日本のような裁判官、検事、弁護士などを育成する施設が設立されて、活動を始めたわけです。また、人民最高裁判所側においても、裁判官の研修というか、再教育の機

関もあります。なによりも、現実的な問題としては、裁判官の数が足りないのです。その結果、不的確な判決も少なくはありません。また、民事損害責任に関して、損害の額の確定などが不的確な場合もあります。このように、被害者の権利を適正に擁護することができないため、損害賠償の効力である見せしめとか、違反防止の効力を薄めることにもなるわけです。

これに関しては、裁判所側としては毎年度末に、その年度の各事例、判決など、各案件の統計をとったり、また、その内容を検討・評価したりしているのですが、それにしても、現実的にはまだ、ニーズには応えることができていません。例えば、すぐれた判決を取り上げ、模範的な判例集、教科書的なものを作り上げるのも、一つの方法だと思いますが、まだそこまではできていないのです。

はっきり言えるのは、ヴェトナムの裁判制度において、実際的には判例を使っていないのです。しかし、判例には大きな意味があると思います。法律だけでは、適時に対応することにはどうしても限りがありまして、やはり、判例を研究して、この判例を適用することによって、適時に対応することができるようになるのではないかと思います。法律の分野においては、厚い法典を単に読むということだけでは物足りないと思います。そのほかに、裁判所の決定や判決なども研究しなければならないと思います。この点については、ヴェトナムの「法と理論研究所」が検討しています。

それから、判決が出た後、その判決の内容がどう執行されるのかというのは、国民の間でも大きな関心があります。特に、民事責任の執行に関しては、実際には判決が出たのにもかかわらず、執行できない場合も幾つかあるのです。いろいろな原因がありまして、加害者の財力・資力がない場合もあれば、賠償を避けようとする、逃げようとする者もいます。そういう意味では、やはり一貫したシステムがどうしても必要です。まず、法律の制定の段階から、その法律を適用して裁判の審理をしたりした後、その判決を強制的に執行するシステムを、一貫して作り上げなければならないと思います。

民事裁判における検察庁の役割

4番目のポイントは、民事裁判、特に不法行為による損害賠償に関する裁判における検察庁の役割です。

検察庁、ヴェトナムにおいては、人民検察院と言いますが、まず、この組織を簡単に紹介させていただきたいと思います。ヴェトナムの検察庁は、まず最高人民検察庁、プロヴィンス（県）の人民検察庁、ディストリクト（地区）の検察庁の3段階あります。

「県」には「特別市」も含まれます。最高人民検察庁長官は、国会によって指名されます。検察官は、国家主席が任命します。検察庁の役割としては、刑事事件の訴追権を行

使し、事件の起訴を行うことが挙げられます。また、捜査の指揮監督、国家機関並びに国民の業務を「検察」する。何を「検察」するかというと、法律をちゃんと守っているかどうか。例えば、司法省が新しい法律を制定する際、その法律の内容が憲法などに違反する場合、最高検察庁はそれに対して抗議することができ、それを取り消させることができます(編注;後掲 21 頁の質疑応答を参照)。

それから、人民裁判所の審理を「検察」するという役割もあります。民事裁判に関しても、民事裁判の審理が法律に従って行われているかどうかを「検察」する権限があるのです。この「検察」の権限というのは、当事者が出訴をして、それが受理された段階から最後まで「検察」するものです。刑事裁判はもちろん、民事裁判においても、出訴してからの書類がすべて検察庁へ転送され、その内容を検察庁が「検察」するわけです。裁判の期日にも参加して、それに関与するのですが、その間、証拠の不明確な点、又は証拠の補充の必要性があれば、文書を送り、裁判所にそれを請求する権限もあり、自ら証拠などを収集したり、その証拠を自分で確認して、最後に裁判に臨むわけです。

また、期日において、検察官は、被告、原告に対して、尋問することもできるし、判決に関して自分の意見陳述をすることもできます。また、人民裁判所の判決に不備な点、違法性があったり、法律の根拠がない場合、それに対して抗議をすることもできます。現実には、裁判所と検察庁の意見は一致することが比較的に多いのですが、民事責任、特に損害賠償に関しては、両者の意見が一致しない場合も幾つかにあります(編注;後掲 21 頁の質疑応答を参照)。

今後の方向性

以上のように、裁判、検察、法律の規定などに、幾つかの欠陥がまだありまして、この難問、課題に対して解決しなければならない方向性をいま考えています。

まず、民事責任に関する諸法律の整備をもっと推進しなければなりません。実際、ついこの間、民法が制定されたのにもかかわらず、不備があるため、結局、うまく適用できないというのが現状であり、そのために、今回 10 回目の国会となりますが、法律制定のプログラムによって、2002 年まで幾つかの法律を改正するプログラムがありまして、特に、民法の改正作業が行われています。

民事責任に関しても、幾つかの規定をもっとはっきりと具体的に決めなければならないものもあります。例えば、環境の分野、医療業務に係るもの、また、薬品の販売などに関しても、もっとはっきりと具体的に決める必要があると思います。このような作業を円滑に実行するためには、外国の法令や判例を研究しなければなりません。日本のものを研究することも、非常に有益な 1 つだと思います。しかし、単なる外国法の研

究だけではなく、ヴィエトナムの事情、現在の条件、技術のレベル、科学的レベル、経済発展の程度に合うように導入しなければならないと思います。

2つ目としては、今までの民事責任に関する判決などの代表的なものを収集し、それを基にして、民事責任に対する審理の統一したガイドラインのようなものを作り上げるのも、ひとつの方法ではないかと思います。また、裁判官に対しては、民事責任について再教育するのも一つの方法であり、国民に対して、民事責任を広報するのも一つの方法だと思います。

以上、私が申しましたような法律の規定、現状ならば、ヴィエトナムで経済活動や文化交流活動をして安心だと、ひょっとして感じられたのではないのでしょうか。ヴィエトナム国民は、外国人を最大限に尊重し、非常にやさしく接するのが伝統です。ですから、その点は御心配なく、いつでもヴィエトナムに来て下さい。

御静聴ありがとうございました。

質 疑 応 答

○司会 ヴィエトナム民法の日本語訳がありまして、その条文を見ながらヒエンさんの話を聞いていますと、非常に分かりやすく理解することができました。ありがとうございました。まだ少し時間がありますので、民事責任に限らず、どうぞ御自由に質問してください。

○質問 ヴィエトナムの制度については詳しくないので申し訳ないのですが、初歩的な質問を何点かさせていただきます。

先ほど、行政違反によって100万ドン未満の損害を与えた場合の賠償責任に関する規定があるという御説明がありましたけれども(編注;1頁参照)、具体的にはどうなるのかという点について、お願いします。

○ヒエン 損害額が100万ドン未満の場合は、即決できるわけです。ただし、これは行政事務の分野だけですが、行政事務の違法な遂行により、100万ドン未満の損害を与えた場合、その加害者が所属する機関の長(例えば、市長)が、その損害額を賠償しようその部下に命じ、すぐに賠償させるようになっているわけです。損害額が100万ドン以上の場合は裁判によることとなりますが、被害者が訴訟を起こさなければ、もちろん賠償はしませんし、場合によっては、加害者と被害者の間の合意によって、適当にその間で賠償が解決されることもあるわけです。また、加害者が所属する機関の長だけではなく、ヴィエトナムには市場管理官というのがおり、被害者側の請求があれば、そこで即決するという権限が市場管理官にあるのです。

○質問 次に、ちょっと話が飛びますが、仮に損害賠償の裁判が提起された場合の平均的な審理期間というのは、どうなのでしょう。

○回答 実際には、裁判の審理期間はケースごとに異なり、例えば、その内容、又は係争財産の大きさによっても変わります。もちろん、この手続などは民事訴訟政令がありまして、すべてそれに基づいて行われます。私たちもまだ全体的な統計をとっていないので、はっきりは言えませんが、簡単な事件では、訴訟を起こしても、裁判官の説明を聞き、5日か6日で和解してしまうケースもあれば、5か月、6か月間かけて説明して、初めて当事者がそこで和解するというケースもあります。

ヴィエトナム民事訴訟政令には、特に和解をするための期限があるということは規定していません。いつでも和解することができるようにしています。例えば、第1審では未だ和解する意思がなくても、第2審になって和解したければ、当事者間で話し合いによ

って和解することができる環境を作っていますが、これは、民事訴訟政令の精神といえます。

ヴェトナム民事訴訟政令によると、当事者間の話し合いによって、6か月間で和解にしなければ第1審が始まります。第1審の判決が出て、両方ともそれを受け入れるのなら、特に問題はないのですが、片方あるいは双方から控訴がある場合、3か月から6か月間をかけて、その内容を裁判所の方で再調査します。ヴェトナムでは、第2審が最終審であり、そこでの判断が最終的な効力を持つのです。

先ほどもヒエンさんが言いましたように、法律の規定が古いとか、裁判官の技術的能力が均一でないことが原因で、判決が不的確である場合もあるし、また事案の内容をすべて反映できていない判決も少なくありません。そこで、その点を調整する機関があります。基本的には、2審が原則ですが、その良し悪しはともかくとして、今のヴェトナムでは、第3審、ヴェトナム語でいうと「監督審」というのがあります。

第2審における最終の判決に対しては、人民裁判所の裁判長並びに副裁判長、あるいは検察官並びに副検察官が抗議することができ、その抗議の内容に従い、その判決に対する監督審が最高裁判所によって行われるわけです。ただし、これには、当事者は出席しませんし、弁護士も出席しません。監督審における審理は、最高裁判所の判事3名、最高検察庁の検事1名に加えて、最高裁判所の書記官1名で行われます。

そこでの判断が最終決定になるわけですが、場合によってはもう1段階ありまして、最高裁判所の民事部門が出した判決について不備がある場合は、さらにもう1回、審理されます。「判事委員会」とでもいいでしょうか、そこで再度その判決の内容を検討して、判断を出すわけです。この委員会の構成員は、最高裁判所の長官と各副長官に加えて、判事の数名です。もっとも、判事委員会まで持ち上げられるのは非常に少なく、最高裁の民事の監督審は、年間大体400件ぐらいありますが、その400件の2%ぐらいです。

ところが、正確に言うと、もう1段階あるのです。判事委員会でも最終判断が出たとしても、最高検察庁又は最高裁判所の長官が、それに対して不服がある場合、もう1段上の委員会において審理されるのです。ただし、このケースは非常にまれです。ここで、なぜ最高裁判所の長官が抗議するのかというと、監督審の場合は、弁護士、当事者の出席がなくて、裁判官や検察官のみにより審理されて、多数決によって決定されます。そして、その場合、ほかの人は全部賛成票を出しても、裁判長である長官は賛成の票を出していないケースがあり得ますが、そのような場合に、最高裁判所の長官が抗議をするわけです。

いずれにしても、監督審では、第1審や第2審の判決をそのまま使う場合もあれ

ば、一部手直しをしたりして使う場合もあるし、また、完全に破棄して差し戻したりすることもあります。したがって、平均的にかかった時間の質問に対しては、ちょっと答えかねます。

○ヒエン 日本の場合は3審制度ですが、ベトナムでは、当事者が出席するのは第1審と第2審のみです。監督審には参加できないので、国民の間の意識としては、やはり2審までではなくて第3審の監督審においても参加したいというのが、いまの主流の考え方です。

○質問 第2審というのは、プロヴィンスのレベルの話ですか。それとも最高裁判所が第2審になることもあるのでしょうか。

○回答 簡単な案件は、第1審は大体ディストリクト、日本でいうと簡易裁判所になるのでしょうか、そこが第1審となり、第2審は、日本でいうと地方裁判所、プロヴィンス級の裁判所です。しかし、かなり重要性のある案件の場合、例えば、外国人絡みの場合は、第1審は、プロヴィンス級の裁判所(地方裁判所)から始まり、その場合は、最高裁判所の第2審を担当することとなります。

○質問 先ほど最高人民検察院の話が出ましたが、ベトナムの場合はかなり広い権限を持っているように感じました。立法、司法、行政の分野にかなり深くかかわっているように思われるのですが、その関係で1つ質問があります。

先ほど例として、司法省の法案に対して抗議をすることができて、取消しもできると言われましたが、国会を通った後でも、取り消されるのでしょうか(編注;17頁参照)。

○回答 誤解があるようなので、正確に申し上げます。まず、各所管省庁が出している、いわゆる通達とか省令とか、既存の法律に違反している場合、検察庁はそれに対して抗議し、その取消しを請求する権限があります。次に、法律の草案に対して、意見などを述べることができます。しかし、草案に対して、これを取り消させる権限はありません。当然のことながら、国会を通過した法律に関しては、もちろん取消の請求はできません。

○質問 検察庁は、民事裁判にも関与しているということで、特に損害賠償請求訴訟で抗議する場合があると言われました。当事者双方がその判決の内容でいいと思っている場合でも、抗議する場合があるのでしょうか(編注;17頁参照)。

○回答 判決の内容に対して、当事者は非常に円満に受けつけるかもしれないけれども、検察側から見ると、訴訟手続に不備があったとか、判決したことによって国家の権利を侵害する可能性がある場合は、やはり抗議をするわけです。例えば、和解によって双方

ともすごく満足しているけれども、その和解のやり方が法律に違反したり、国家の権利を侵害したりする場合は、やはり検察官は見過ごすわけにはいかないのです。ただし、ここで注意したいのは、抗議はできるのですが、それに対して決定をするのは、検察庁ではなく、あくまでも最高裁判所の権限です。ですから、場合によっては、その抗議が却下されることもあるのです。

○質問 不法逮捕、不法起訴についても、民事責任の対象になると思いますが、その場合の被告は「国」になるのかどうかということをお聞きします。

○ヒエン 民法には、国家機関が当事者に対して損害を与えた場合は、まず第一に、その国家機関が賠償し、その後、実際に損害を生ぜしめた当該公務員に対して求償をすることになります(越民法 623)。つまり、一番最初に国家機関が当該公務員にミスがあったかどうかを問わず、すぐに賠償し、当該公務員にミスがあれば求償すると規定してあるのですが、幾ら求償すればいいのかは規定していないのです。そのため、現実には労働法の物質的賠償を根拠にして、大体、当該公務員の2、3か月分の給料ということで解決しています。

問題は、国家機関が第1段階としてすぐに賠償する点です。そのお金はどこから拠出すればいいのかということについて、国の予算の一部分を基金として確保しておくべきではないのかと、いま研究しているところです。これは早く解決しなければならない問題のひとつです。ちなみに、この席には、カオ・タインさんという被害者がいるのです。カオ・タインさんは、バック・カン省法務局長で、実際に自分の小遣いを出して、被害者に賠償したわけですから。もちろん局長として、自分の部下の代わりに、お金を出したわけですから。それで、その旨、財務局に行って請求したのですが、「そんな規定はないので、予算から出せない」と言われてしまい、結局のところ、タインさんは、自腹を切った形になってしまったのです。

○司会 そろそろ時間がきましたので、この辺で、カントリーレポートの発表会を終わりたいと思います。ヒエン団長はじめ、研修員の皆様ありがとうございました。通訳の大貫さん、どうもお疲れさまでした。

○ヒエン 本当に皆さん、ヴェトナムの法律に対して大きな関心を持っていただきまして、心から感謝します。皆様の御健康と今後の御発展を祈り、これをもって終わらせていただきたいと思います。

○司会 長時間どうもありがとうございました。

「日韓法制比較解説（物権・登記法）」

の企画・編集について（お知らせ）

既に、前回の ICCLC NEWS においてもお知らせしましたが、法務省法務総合研究所と韓国大法院の法院公務員教育院の共同による「日韓パートナーシップ研修」が実施され、当財団も、これが日韓両国間における民商事関係の法制度に関する相互理解に資するものであるとの認識から、この「日韓パートナーシップ研修」を支援いたしました。そして、その成果物のひとつとして「日韓法制比較解説（物権・登記法）」の企画・編集をしたところ、今回、日本加除出版株式会社から発刊されることになりました。日本と韓国の法制度は、かなりの点において近似性を有するものがありますが、ただ単にこの近似性のみに目を奪われるのではなく、その中に異質性を見いだすこと、すなわち、近似する両国の制度について「どこが同じで、どこがどう異なるのか」ということを正確に検証してみることは、今後の制度の発展のためには非常に意味のあることであると思われます。本書がそのためにいささかでも役立てば、幸いです。

本書執筆は、日韓パートナーシップ研修の計画実施にリーダーとしてご尽力いただいた法務省法務総合研究所亀田哲室長研究官のご努力によるものであります。なお、本解説書は平成12年4月前半には出版となりますので、財団会員でご希望の方は、当財団事務局までご一報ください。

「ヴェトナムの市場経済化」(石川滋/原洋之介編)

東洋経済新報社(本体価格 4,000 円)について(お知らせ)

本書は、国際協力事業団(JICA)の支援によって、1995年から1998年まで行われた「ヴェトナム市場経済化支援開発政策調査」(通称「石川プロジェクト」)の成果である。ヴェトナム政府の要請を受け、AFTA/WTOなど多国間貿易体制下の貿易産業政策、農業農村開発、財政金融政策、国営企業改革など現在のヴェトナム経済を取り巻く主要なイシューを取り上げ、今後、ヴェトナム政府が採るべき進路について提言を行っている。日本側では学界をリードする経済学者、ヴェトナム側では主に計画投資省の幹部クラスが参加した共同研究の提言は、ドムオイ前書記長を初めとする政治指導部から高い評価を受け、数多くあるヴェトナム研究や政策提言の類と比較しても、ぬきんでた骨太の良書であり、ヴェトナムへの法整備支援を考える場合でも、良い参考書となるだろう。また、ヴェトナムに関心をもつ企業関係者、我が国ODAにおける知的支援に関心をもつ研究者、実務家、学生にとって必読の書である。



発行日:平成12年3月27日

発行者:財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833